

陸軍軍命商社の活動 ——昭和通商株式会社覚書——

(大東文化大学) 柴田 善雅

はじめに

1937年7月の日中戦争勃発後に、日本の占領地は「満州国」(以下「」省略)から長城線を越えて関内沿岸部各地に拡大し、さらに1941年12月開戦で占領地は香港と東南アジアに拡張した。日本の占領地経済支配は、現地物資調弁により成立するものであり、そのため占領地での円滑な物資確保は不可欠である。こうした関内占領地において日本商社が物資調達に活躍したことが知られている⁽¹⁾。そのなかでも軍命を受けて、占領地傀儡政権への兵器納入や日本陸軍への物資納入のために活躍した特殊な商社がある。それが昭和通商株式会社(以下、昭和通商)である。同社は形態から見れば純粹民間法人ながら、陸軍に密着して特殊な活動を示す。従来もその特異な性格は関心をもたれたが、その資料的な発掘が遅れているため、実態の解明はなされていない。本稿はかかる昭和通商の設立経緯と活動について、これまでに入手した資料の範囲で、その概要を紹介することを課題とする。

従来、昭和通商を正面から取り上げて紹介するものとして、関係者の回顧録的著作があり⁽²⁾、大いに参考になるが、同書の内容はその著者が昭和通商の従業員として関わった時期と地域および戦後の一部発掘資料と関係者から得た口述情報には限定されている。実際に昭和通商はその著作が紹介している業務をはるかに超えて多様な業務を担っていた。筆者はかつて華中における汪政権に対する兵器借款で関わった昭和通商の活動に着目したことがあるが⁽³⁾、回顧録的著作では兵器借款は欠落し、前身の泰平組合についても言及が乏し

い。筆者も兵器借款の分析時点では昭和通商の業務の全貌を把握できず、兵器借款の窓口商社としての機能にのみ限定して紹介せざるを得なかった。その前身をなす泰平組合についても、同じ借款研究の中で、注目され言及されている⁽⁴⁾。また泰平組合の設立とその事業については、軍事史からの研究が進んでいるが⁽⁵⁾、昭和通商への業務の承継については解明されていない。これ以外に回顧録等を用いて三井物産研究から言及する以外には⁽⁶⁾、昭和通商の業務の内訳を紹介したものは見当たらない。本稿では昭和通商の周辺資料発掘で知りえた断片的情報を繋ぎ合わせるにより、既存の回顧録的著作の水準を越えて、泰平組合の解散と昭和通商の設立経緯を解明し、さらにいくつかの業務内容の紹介を試みたい。また紙幅の都合から回顧録との重複を極力避け、新たなファクト・ファインディングスの提供に傾注し、これにより特異な陸軍密着商社として一部に知られているが、その実態が闇に包まれていた昭和通商の事業を組上に載せ、その未詳の部分を解明する。

I. 泰平組合の解散

日本陸軍兵器の対中国売却業務は1908年6月4日の陸軍省命令により設置された泰平組合により担われた。泰平組合は兵器を扱う商社のシンジケートである。組合員は三井物産合名会社(1909年10月株式会社に改組)、合名会社大倉組、合資会社高田商会(1881年高田商会設立、1908年12月合資会社に改組、社長高田慎蔵)である。泰平組合の設置により、陸軍私下兵器の売却による特定商社の独占を防ぎ、組合員3社で応分の利益を分ける体制が出現した。この泰平組合の兵器売込契約

条件は、予め陸軍省の承認を受けるものとされ、組合への新規加入と脱退は陸軍省の認可を必要とした^[7]。第1次大戦期に日本政府は北洋軍閥段祺瑞政権を支援し、段政権の対ドイツ参戦を推し奨めた。段政権はそれに伴う兵器調達を必要とし、日本からの兵器売込みに泰平組合が用いられた。ただしその後の西原借款ほか借款全般の返済が一部を除き完全に停頓したため、泰平組合が関わった対中国兵器借款の資金回収も困難となった^[8]。対中国兵器売却は第1次大戦後に停頓し、泰平組合は西原借款の窓口として帳簿上残る形で存続したものの、内実のないものとなった。

泰平組合は第1次大戦後、1923年6月22日に改めて組合契約を締結し、組織を存続させている。その前の時期の組合契約については不明である。高田商会は1921年に社長高田慎蔵の死没後、関東大震災の打撃と見込取引の失敗で1925年2月20日に破綻し、1926年6月21日に泰平組合から脱退したため、泰平組合の組合員は三井物産と大倉組のみとなった。その2社は高田商会離脱と併せて泰平組合の存続期間の延長を行った。その後も存続期間の延長を繰り返して泰平組合はそのまま存続し、兵器借款の管理を続けた。泰平組合は事務所を東京に置き、三井物産と大倉組から各1名が理事として送り込まれた。両社の共同経営として、業務に必要な資金及び損益ならびに一切の権利義務は両社の均一の負担とした^[9]。1931年6月15日に三井物産と大倉組が陸軍省に願出で、泰平組合の営業認可期限は1934年6月21日に延長され、その期限到来に伴いさらにその再延長を願い出た。その際に、頻繁な存続延長手続きの事務処理を軽減するため、存続の認可期間の5年への延長を併せて願い出で^[10]、1934年6月14日に陸軍省は泰平組合に1939年6月21日までの業務を認可した^[11]。

後述のように、日中戦争期の中国占領地への兵器輸出を主たる目的として、陸軍省は昭和通商設置に向かうため、既存の泰平組合の廃止を決定し

た。そして1939年6月23日に泰平組合は解散し、残務整理にはいった。1908年から解散までの泰平組合の商品取扱累計295,216千円、その利益18,624千円、損失129千円で、純益18,504千円を計上できた。廃止の際に、泰平組合の資本金5千万円を折半して三井物産と大倉組に返還し、残余資産は三井物産5,599千円、大倉組5,599千円のほか一部高田商会に配分された。廃止時点の総資産は353千円、内訳は負債として前期よりの繰越残預金342千円ほか、資産として利益分配金212千円、解散による支出金133千円ほかを計上していた^[12]。泰平組合は事実上操業停止状態のため、商品等の独自資産は皆無である。

泰平組合は陸軍省から兵器を貸与されていたが、泰平組合廃止後の事業清算の過程で、陸軍省・大蔵省との関係で、以下のような残務処理を行っている。西原借款の窓口業務として、泰平組合は対中国債権を保有していたが、1939年7月6日に大蔵省理財局より、9分利国庫証券の元利償還、書換等の事務の負担を三井物産と大倉組に肩代わりさせることの認可を受け^[13]、対中国借款債権の移転が可能となった。廃止時の兵器資産として見本用もしくは中古のため売却不能のものが多く、泰平組合はその債務免除を陸軍省に陳情し、1939年9月1日に借入兵器の債務は免除された^[14]。泰平組合は最後の取引として、1939年9月18日に陸軍造兵廠から兵器を払下げて貰う契約を行っている^[15]。その内容は戦闘機用補修用部品のほか固定機関銃用照準等であり、総額は13,633円である(表1一次頁参照)。昭和通商には広西省政府への飛行機売却に伴う利益13,633円が残っており、その処理のため同社が陸軍航空本部と相談し、この金額相当の部品を払下げた形にして陸軍に利益を納付し、資産負債の処理を行ったものである^[16]。この引渡しは泰平組合の事務所で同月9月30日に行われた。また先の債務免除を受けたことにより、泰平組合の残務整理が完了し、事務所を10月7日

表 1 泰平組合の兵器払下最終契約

品目	数量	(単位：円)
		金額
発射連動機 (89 式)	9	4,815
固定機関銃用照準具	9	2,988
91 式戦闘機用旋回指示器	8	2,624
91 式戦闘機用飛行時計甲口型	8	530
91 式戦闘機用機上始動機除缶 (三菱製)	8	2,676
合計		13,633

出所：「兵器払下契約書」1939年9月18日（東京経済大学図書館蔵『大倉財閥資料』25.3-41）。

に閉鎖して泰平組合の実態は消滅した。

Ⅱ. 昭和通商の設立

1937年7月7日の日中戦争勃発後、日本軍の占領地拡大に伴い、日本軍の現地調達方策は各地域で拡大する。商品別の占領地物資統制組合が多数出現した⁽¹⁷⁾。また華中では陸軍の命令で1939年8月27日に支那事变軍票の価値維持のため中支那軍票交換用物資配給組合（以下、軍配組合）が設置された⁽¹⁸⁾。軍配組合は事業のため日本から大量に綿糸布その他の財を華中に輸入した。軍配組合は兵器を扱わず、そのほか兵器を取扱う占領地の物資統制組合は設置されないため陸軍の中国占領地政策の中で、兵器売却を行うための守秘義務を負わせた商社の設立が必要と判断された。そして泰平組合の解散と昭和通商設立が決定される。昭和通商の設立発起人は、井上治兵衛（三井物産会長）、石田礼助（三井物産社長）、船田一雄（三菱商事会長）、田中完三（三菱商事取締役）、皆川多三郎（合名会社大倉組理事）、大倉彦一郎（大倉商事社長）、堀三也（陸軍退役将校）で、堀三也以外には商社3社の役員に公平に割り当てられた⁽¹⁹⁾。陸軍省の斡旋があったためか、泰平組合と異なり三井物産・大倉組のみならず三菱商事が出資者として参加を認められていた。

昭和通商は1939年4月20日に設置された。資本金150万円、株式300千株、払込4分の1の3,750千円である。同社は本店を東京に置き、専務取締

役堀三也、常務取締役永井八郎（三井物産）、宮田準一（大倉商事）、田中勘次（三菱商事）、非常勤取締役石田礼助、速水篤治郎（大倉組）、田中完三ほかが就任した⁽²⁰⁾。上記出資3社から派遣された役員は、各社の役員人事に応じて異動したが、経営の実権は陸軍の意向を受けた堀三也が握り続けたため、以後の3社からの派遣役員については省略しよう。泰平組合の後継事業者としての性格があるため、三井物産・大倉組の出資比率に比べ三菱商事は低めに押さえられていた⁽²¹⁾。

昭和通商の設立から敗戦まで経営の中心に居た堀三也は陸軍退役将校で、陸軍の意向を体现させるため、専務取締役として送り込まれていた。この点も泰平組合との違いを指摘できよう。堀三也は1890年生まれ、『三太郎の日記』で知られる阿部次郎の実弟、陸軍士官学校砲兵科卒業、商工省外局の燃料局企画課長（1937年6月10日～39年3月9日）を経て由良砲台長で予備役となる⁽²²⁾。陸軍軍人時代の1933年に全国経済調査機関聯合会で「国家総動員の準備に就て」と題して演説し、陸軍側から国家総動員体制へと煽り⁽²³⁾、陸軍軍人の中では論客と見られていた。堀は燃料局への出向経験もあることから、陸軍省兵器局長菅晴次（1939年3月9日～42年10月15日在任）が、堀を昭和通商に送りこんで陸軍の影響下に置きつつ経営を任せる方針で、設立を提案したようである⁽²⁴⁾。

「昭和通商株式会社定款」によると⁽²⁵⁾、機械及び付属品の輸出、機械器具及び原料、材料の輸入、

附帯業務を営むものとし、東京本店のほか、必要に応じその他の地に支店出張所を置くものとした。代表取締役社長 1 名、専務取締役 1 名、常務取締役若干名ほかをおく、代表取締役以外の取締役は、総会の許可を得ずして他の同業者の取締役となることができるものとした。そのため既存商社の役員が昭和通商の役員として兼任することが最初から予定されていた。定款には決算広告の条項があるため、この会社設立と業務について公表をはばかる性質のものではなかった²⁶⁾。これをみると普通の機械商社として設立されたことになる。ただし後述のように、業務については政府の監督下に置かれることになるが、それについてはこの時点の定款には明示はなく、兵器商社および占領地軍需物資調達商社となることが明確に謳われていたわけではない。また泰平組合の場合は組合員の企業と泰平組合の利害はほぼ一致していたが、昭和通商は最初から陸軍省に顔を向けた独自の方針の下に営業しており、出資 3 社の経営とは独立していた。

昭和通商は北京支店の設立に当たって、泰平組合の電話機他什器を有償で、また泰平組合が大倉商事北京出張所に預けてある家具・兵器見本を無償で引き受けた²⁷⁾。

昭和通商の設立経緯を見ると、ごく普通の商社設立のように見えるが、実際には陸軍の意向で、設立後における陸軍の兵器軍需品の御用商社として、中心的な活動を担うことが期待された。そのため設立後の昭和通商に対して、陸軍大臣板垣征四郎は1939年 7 月27日の「昭和通商株式会社ニ与フル訓令」で、昭和通商に営業方針を命令した。それによれば、日本の兵器市場の海外における開拓により、兵器産業の維持並びに発達をとげさせ、陸軍において必要とする海外軍需資源の一部を統一して輸入し、無益の競争を除き、機密を厳守させるために昭和通商を設立したのであり、その趣旨に基づき、陸軍としても所要の便宜を与えるこ

とに吝かではなく、業務遂行については、ひそかに軍と連繋を保持し、無用の摩擦を防止し、以って事業の円満な発展をはかり、軍の施策に順応し、国策的見地に立って、積極的に使命を達成するように求めた²⁸⁾。

この方針に沿って、翌 7 月28日、陸軍省兵器局長菅晴次と昭和通商専務取締役堀三也は次の覚書を交わし、昭和通商の業務範囲や陸軍側が昭和通商に与える便宜供与等について規定した²⁹⁾。すなわち昭和通商の業務範囲は、兵器及び兵器部品並びに軍需品の輸出入、特殊原材料及び機械類の輸出入とし、昭和通商が品目を決定する場合には、陸軍省の許可を得る、取扱品目については、①取扱上機密を要するもの、②陸軍用として特殊の性質を持つもの、③陸軍において特に統一輸入を必要とするものに限り、関係業者を無用の刺激を与えないものとする。昭和通商に与える便益として、輸出兵器の売込み、輸入兵器の買付けを行う場合には在外駐在武官に所要の便宜供与を行わせる、兵器及び付属品の販路開拓のため、陸軍は積極的に優秀品の払下を行い、相手国側の希望により、形式外の品目の製造にも協力する、また輸出兵器の見本を陸軍から貸与し、指導官を派遣する等の斡旋を行うものとした。昭和通商に対する兵器の譲渡価格は妥当な価格とし、その昭和通商からの売却価格については制限せず、また陸軍への納入輸入兵器その他軍需品価格は実費に手数料を加算した額とする。昭和通商に出資している商社の外国における販売権についてはそのまま存続させるが、必要な場合には有償で販売権を提供させることも考慮する、昭和通商に出資していない会社の販売権については逐次実権を獲得する。昭和通商は陸軍省に詳細な営業報告書を提出させる、配当は6%以下に止める、陸軍省の昭和通商への意思は兵器局長より文書で伝達する、昭和通商は事業についての秘密確保を規定するものとした。また事業の秘密確保から株主を最小限度に止めるもの

表2 昭和通商貸借対照表

(単位：千円)

	1940年		1941年		1942年		1943年		1944年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
(資産)										
未払込資本金	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	7,500	7,500	7,500	7,500	—
土地建物什器備品	41	45	526	646	825	894	1,148	1,357	1,955	4,992
株式出資金	—	—	—	—	14	14	24	77	121	175
商品・貯蔵品	5,128	8,025	694	13,612	23,055	21,435	34,631	57,341	134,405	446,281
現金預金	1,519	1,211	13,624	4,645	2,944	16,107	15,777	8,880	25,350	174,218
売掛金・受取手形・未収金・前払金等	2,184	16,002	14,437	14,156	9,684	12,179	22,442	27,576	75,419	341,802
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	2,133	2,819
南方事業勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	327	1,205
運航勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,008
雑勘定	1,048	6,401	6,002	6,654	1,691	4,596	2,684	5,883	8,788	71,709
前期繰越金	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	21,280	42,938	46,536	50,966	49,467	62,728	84,210	108,619	256,004	1,047,214
(負債資本)										
買掛金	913	—	13,552	2,553	6,934	22,402	17,954	4,772	16,427	39,183
支払手形	432	3,272	164	119	730	1,004	10	20	2,051	9,512
手形借入金	3,888	2,114	—	3,000	3,700	—	13,300	14,920	11,929	123,735
当座借越・割引手形・借入金	—	—	—	1,404	230	3282	14,484	23,110	68,107	164,535
未払金・前受金・受託勘定・仮受金等	907	22,125	17,013	27,760	20,168	19,049	20,454	48,537	139,770	587,833
預り金・預金	9	107	144	69	318	357	296	235	379	103,963
南方事業勘定	—	—	—	—	—	—	—	125	312	—
雑勘定	14	121	275	302	1,376	468	1,251	252	—	634
資本金	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
積立金	—	1	106	227	354	485	617	757	949	1,500
繰越金	—	6	12	28	34	40	41	51	76	105
当期利益金	113	186	265	500	619	636	798	834	1,000	1,210
合計	21,280	42,938	46,536	50,966	49,467	62,728	84,210	108,619	256,004	1,047,214

出所：昭和通商株式会社「報告書」(各期)。

とする、役員候補者は陸軍省が指定する、陸軍省の承認を得るべき事項として、役員の任免、事業計画書等の大綱、決算大綱利益金処分、定款変更、合併解散決議、株式譲渡または担保処分、職制社員制が指定された。

こうして陸軍省の広範な監督権限の下に、昭和通商は対占領地兵器輸出や占領地における軍需物資調達に乗り出すこととなった。設立時期の1939年7月、中国関内物価騰貴に伴う対関内輸出を行政的に圧迫を加えることに着手した時点とほぼ同じである。設立された昭和通商は堀三也のほか三井物産・三菱商事・大倉組の兼務役員で経営されたが、通常業務を担う職員は、出資3社からの出向者で当初は操業されたはずである。それだけでは人員が不足するため、昭和通商が個別に採用した。積極的に中途採用や学卒者の新規採用を行い、各地に人材を送り込んだ。

Ⅲ. 日中戦争期の活動

1. 業務の概要

昭和通商の業務は商社事業部門と調査部門に分かれ、後者は当初から調査部として設置され、取引地域情報等の収集を行っていた³⁰⁾。調査部の第1課には旧陸軍人またはその関係者、第2課には業務経験者・文化人が含まれていた。第2課長大岸好頼は1936年12月に予備役となっていた旧皇道派軍人として2・26事件の思想的リーダーの一人と目された人物である³¹⁾。昭和通商は大岸に代表されるような陸軍系の人脈を引きずったまま操業していた。そのため昭和通商調査部は、軍事情報収集も併せて行っていたはずである。調査部には泰平組合が解散する際に所有していた図書が無償で寄贈されている³²⁾。

1940年4月期の昭和通商貸借対照表では、未払込資本金が総資産の過半を占めているが、それ以外の資産項目として、商品貯蔵品5,128千円が大きい。短期負債では手形借入金3,888千円が多額

である。ただし未払込資本金を控除した総資産は10百万円程度の規模であり（表2 一前頁参照）、事業はまだ十分な拡張を見せていないといえよう。1940年4月期で113千円の利益を計上しているが、前年度繰越損失を償却するため配当を行っておらず³³⁾、1939年10月期でも配当していないはずである。1940年9月25日に南京支店を開設した（表3）。汪政権が1940年3月30日に南京を首都に設置されたことに伴う店舗開設である。汪政権への兵器納入業務の窓口となることが期待されたはずである。1940年10月期の資産では商品貯蔵品8,025千円、前払金・未収金等16,002千円が大きく、商取引の拡張がみられる。他方、負債では前受金・仮受金等22,125千円、支払手形3,272千円、手形借入金2,114千円があり、手形や前受金で事業資産を膨らませていた。これにより186千円の利益を計上している。事業の主たる地域が不明であるが、南京支店開設から間がなく、取引先事業地は店舗

表3 昭和通商の店舗開設

店舗	設置日等
東京本店	1939年4月20日
ニューヨーク支店	1940年2月15日
北京支店	2月16日
リマ支店	2月15日決議
ローマ支店	同上
南京支店	9月25日
バンコック支店	1941年1月24日
広東支店	4月4日
上海支店	1942年2月5日
漢口支店	同上
新京支店	8月12日
香港支店	1943年5月20日
ハノイ支店	6月10日
京橋区支店	12月20日決議
マニラ支店	同上
サイゴン支店	同上
昭南支店	同上
クアラルンプール支店	同上
ラングーン支店	同上
パダン支店	同上
ジャカルタ支店	同上
クチン支店	同上

注：このほか太原支店、ベルリン支店および新京支店奉天出張所設置が承認されているが日付不明。
出所：昭和通商株式会社『報告書』（各期）。

配置から日本と華北占領地が中心であったと見られる。さらに1940年11月29日総会で広東支店の設置の定款変更を行い、1941年4月4日開店し、中国占領地の店舗は3店となった。南京・広東支店の設置により、華中・華南での事業の拡張がなされた。そのほか1941年1月24日にバンコック支店を開設した。このように昭和通商の業務は拡張を続け、1941年4月期で本店のみで196名を数えるまでに人員が膨らんでいた。本店には軍関係者の来訪が多く、本社の入居しているビルが手狭で応接室・会議室が不足のため自社ビルを購入している⁹⁴⁾。こうした業務地域の拡大に伴い、1941年4月期で商品貯蔵品649千円、売掛金・前払金等14,437千円等のほか、手元流動性として13,624千円の銀行預金現金を擁していた。そのため軍需物資調達に資金繰りで苦慮するようなことはなかった。負債では買掛金13,552千円、仮受金・前受金等17,013千円が計上されており、短期の商品取引に絡む資産負債ではほぼ成り立っていた。手形借入金金は消滅しており、前期よりさらに貸借対照表は改善されていた。ただし中国占領地における物資集買については季節循環がありえる。

1941年10月期に昭和通商は、定款を変更し、新たな業務範囲として、薬種商営業、劇毒物営業、銃砲販売営業、甲種火薬類販売営業の許可を得て、従来の表面的な機械商社から、兵器・薬品すなわちアヘンを含む取扱商社へと一段と業務範囲を拡大していたといえよう⁹⁵⁾。1941年10月期の資産では、商品13,612千円、売掛金・前払金等14,156千円があり、そのほか手元流動性として銀行預金現金4,645千円を計上していた。他方、負債では仮受金・前受金等27,760千円があり、そのほか手形借入金3,000千円が計上され(表2)、取引資金の需要拡大に伴い、自己資金では対応できない部分は債務拡大で賄っていた。銀行借入は日系銀行からの調達である。華北における借入金は後述のように、1938年2月11日設立の中国聯合準備銀行発

行の聯銀券建て横浜正金銀行(以下、正金)・朝鮮銀行(以下、朝銀)から調達したものであり、華中では正金から調達した。

2. 大蒙公司の蒙疆納入業務の切り崩し

昭和通商は陸軍省の兵器の対中国輸出のみならず、欧州で調達した兵器の中国占領地の傀儡政権への売却にもかかわった。これは泰平組合にみられない昭和通商の従来の兵器取扱いの大幅な業務範囲の拡張といえる。その事例として、蒙疆政権の欧州からの輸入兵器業務の大倉組系の株式会社大蒙公司からの承継がある。満州国新京を本店とする株式会社大蒙公司是1935年7月5日に設置され(社長河野久太郎、資本金600千円、株式のほとんどを河野が保有)、兵器商社として満州国で業務を開始した⁹⁶⁾。同社は関東軍による内蒙工作に密着することで、1936年5月12日に樹立された蒙古軍政府(主席徳王)への兵器納入で実績を作った。日中戦争勃発で関東軍が蒙疆一帯を占領し、1937年11月22日に蒙疆聯合委員会(総務委員長徳王)が出現すると、大蒙公司是満州内業務のみならず蒙疆に事業地域を拡張し、蒙疆聯合委員会への兵器納入で実績を作る。

その取引事例としてドイツからのモーゼル小銃(剣付)2,000挺と銃弾20万発の納入がある。この取引は1938年7月には成約していた⁹⁷⁾。この取引は蒙疆聯合委員会が地場産の羊毛を売却し、その利益で兵器を購入するものである。大蒙公司が蒙疆聯合委員会から羊毛を仕入れ、大倉組支那部に羊毛を渡し、大倉組支那部が天津でドイツ系商社に売却し、兵器調達の決済に充当する。その第1回分の羊毛約80万斤約70万円を天津で処分することにし、取引相手のドイツ人商社礼和洋行Carlowitz & Co.と交渉するものとした。決済価格は時価、代金は英貨で天津またはドイツで指定どおりに払う。他方、大倉組支那部はドイツ系商社から小銃・弾丸を購入して、ドイツに複数回に分

けて現金送金して差額を決済するものとなった³⁸⁾。

この間、大蒙公司是1939年3月11日に本店を新京から張家口に移転し、蒙疆を本拠とする商社に転じた。この兵器調達取引の途中、羊毛価格が変動し、相手の商社取引手数料等でかなりてこずったが、1939年6月頃にこの、2,000挺の小銃と弾薬20万発は大連に陸揚げして天津に転送して通關し、張家口へ輸送し、張家口では大蒙公司が受け取り、この商品を軍需品扱いとして駐蒙兵団か寺内兵団へ納入するが、陸軍運輸部出張所への引渡しで処理した³⁹⁾。この納入は1940年4月頃に完了し、こうして大倉組—大蒙公司のルートによるドイツからの兵器調達は達成された。

ところが昭和通商が設置されると、状況は一変する。蒙疆における兵器等の取引は陸軍省の支援を受けた昭和通商に限定される。しかも通常兵器のみならず獵銃取引までそれが拡張する。

1939年10月に蒙古聯合自治政府（蒙疆聯合委員會を改組して1939年9月1日設置）が域内における狼退治用獵銃200挺の調達を大蒙公司に打診してきた。しかし日本国内の銃器取引と民間用製造は既に禁止されており、東京で200挺を集めること至難である⁴⁰⁾。また蒙古聯合自治政府は14式拳銃用実砲10万発の調達を求めてきた⁴¹⁾。これについて大倉組は満州国の株式会社奉天造兵所に納入の可否を打診したが製造設備がないと断られた⁴²⁾。日本で陸軍省に実砲の払下げの能否を願出ても、その了承を得ることは難しく、しかも陸軍の兵器弾薬払下げは従来から泰平組合を経由することになっており、今回の弾丸払下げを伺出ると、銃・弾薬はともに昭和通商を経由して願出よう命ぜられ不利となる⁴³⁾。そのため大倉組と大蒙公司はこの取引を断念するしかなかった。

昭和通商は設立されると、大蒙公司が得ていた蒙古聯合自治政府への兵器の納入の既得権を切り崩し始めた。中華民国臨時政府、中華民国維新政府、蒙古聯合自治政府において使用する兵器モ

ーゼル銃3万挺、同弾丸及び大型モーゼル拳銃、同弾丸総計約6,7百万円の兵器を3政府に代わり日本陸軍省が一括代弁購入することになり、新設された昭和通商を通じてドイツへ見積りの照会をしていた⁴⁴⁾。その後の経過で、維新政府、臨時政府用の小銃を一括して日本陸軍において代弁購入の交渉が、昭和通商との間に進行中であった。昭和通商から「北支政府向ノ分モーゼル小銃1万挺弾丸百万発契約成立シタル処之ガ検収ニ関連シ伯林武官室ヨリモーゼル会社ハ小銃1万1千挺契約成立内1千挺ハ大倉扱ナリト云ヒ居ル由入電アリタリ」とあり、昭和通商のみならず大倉組は調達した小銃1,000挺の枠が与えられる動きがみられたようである⁴⁵⁾。しかし大倉組の取引は天津の礼和洋行を経由したものであった。大倉組の1,000挺の取引は契約が成立しないまま終わった。その後、昭和通商の専務取締役堀三也は蒙古聯合自治政府と張家口で輕機関銃150挺の契約を成立させた⁴⁶⁾。こうして大蒙公司と大倉組は蒙疆の兵器納入から排除された。

以上のように陸軍の意向に従属する昭和通商が兵器取引の優先権を獲得し、以後は蒙古聯合自治政府への兵器納入を独占した。これは昭和通商設立当初の陸軍省兵器局長と交した覚書で規定した便宜供与の、既存兵器販売権を昭和通商に獲得させるとの項目を実行に移したものであった。そして大蒙公司是蒙疆における兵器等取引を継続することが不可能となり、その他商品の取引に傾注せざるを得なかった。

3. 中国外の活動

昭和通商は中国占領地における兵器取引を主たる業務として設置された。しかし昭和通商は中国占領地にとどまらず、中国外でも手広い活動を見せた。とりわけ昭和通商が力点を置いたのが、兵器需要の多いラテン・アメリカであった。昭和通商のラテン・アメリカへの関心として、同社調査

部は1939年に『ボリヴィア事情略説』をとりまとめ配布している。国境紛争が多発するラテン・アメリカへの兵器売込は有望とみなされた。ラテン・アメリカへの兵器売込みのため、昭和通商は1940年にペルーのリマに支店を設置し、ペルーに兵器売込みをはかり、それを実現した⁴⁷⁾。さらに隣国の国境紛争相手のボリヴィアにも兵器売込工作を行った⁴⁸⁾。

他方、昭和通商調査部では1940年に『世界ニ於ケル金属類生産量調査表』をとりまとめ、同年にやはり、地下資源調査を主としたアフガニスタンの地誌調査『阿富汗斬担』を取り纏めて配布している。そのほかエチオピアへの兵器輸出の関心も示していたようである。この昭和通商の関心は、昭和通商が対象としていた地域の広さを示しているものといえよう。

アメリカ国内でドイツ占領下におかれた国の資産が凍結され、次第に凍結の範囲が拡張し、日本商社の北米における取引が困難になると、多くの商社は南米に関心を示した。この時期にラテン・アメリカは世界の政治経済における存在意義が急上昇した⁴⁹⁾。しかし1941年7月のアメリカの対日資産凍結とその後12月の日米開戦で、ペルーはアメリカ側について対日宣戦布告したため、昭和通商リマ支店の事業は停止した⁵⁰⁾。その後、昭和通商は中立国チリで営業を継続していたようであるが、1942年6月にワシントンで開催された汎米中央銀行会議で、チリにおいても枢軸国人に対する資産凍結の実施が予想される事態となり、それを見越して昭和通商はチリにまとまった資金の送金を求めている⁵¹⁾。そのためチリの資産が凍結されるまで昭和通商の駐在員は業務を続けていたようである。

1939年9月の欧州大戦勃発後には、対ドイツ取引はドイツと交戦中の諸国から警戒される。1940年に蘭印において、昭和通商は生ゴム120万トン調達した。この生ゴムは米ドルと日本円20万円の2口で決済された。この生ゴムを昭和通商は神

戸から大連に移送して陸揚げし、大連からシベリア経由でドイツに輸出した。この対ドイツ輸出取引がイギリス・オランダ政府に探知され、軍需物資の対ドイツ輸出を積極的に手がける昭和通商は蘭印における活動に圧迫を加えられるようになった。そのため以後は調達した資材の転売先をイギリス・オランダ政府に探知されないような工夫が必要であると、バタヴィアの総領事が本省に連絡していた⁵²⁾。1939年9月欧州戦争勃発後においては、昭和通商は陸軍の意向を受けてドイツ支援の貿易を密に行っていたものといえよう。

IV. アジア太平洋戦争期の活動

1. 業務の概要

1941年12月8日に日米開戦となった。アジア太平洋戦争期には店舗が中国と南方占領地で拡大する。同年12月16日に満州国の新京と華中の上海・漢口の支店開設を決議し、1942年2月5日に上海支店と漢口支店が設置され⁵³⁾、これにより華中の業務が一段と強化された。これより先、先述のように、1941年10月期で、薬種商営業、劇毒物営業等の業務許可を得ている。これにより昭和通商は兵器等の機械のみならずアヘン取引に参入することが可能となった。占領地の拡大に伴う店舗の増設で取扱商品が増え、1942年4月期で商品貯蔵品は23,055千円に増大していた(表2)。1942年6月18日取締役会で第2回株式払込みを決議し、同年9月15日に払込みを完了した⁵⁴⁾。これにより払込資本金は75百万円となった。しかし自己資本の強化でも借入金的大幅圧縮はできなかった。満州国の新京支店は1942年8月12日に設置され⁵⁵⁾、同支店は満州アヘンの集買にも従事することになる。さらに1943年6月17日取締役会で新京支店奉天出張所の事務所購入費支出が承認されており⁵⁶⁾、この直後には満州国最大都市の奉天出張所が営業を開始した。併せて日本樹脂統制株式会社への出資が承認されているが、同社は1943年6月28日設

立、資本金 1 百万円である⁵⁷⁾。日本占領地が香港・東南アジアへと拡張したため、これに伴い昭和通商は1942年12月16日株主総会で定款を変更し、事業地に香港と仏領インドシナのアノイを追加した⁵⁸⁾。香港支店は1943年 5 月21日に、またアノイ支店は 6 月10日にそれぞれ設置された⁵⁹⁾。すでにアノイにおけるタングステン調達に昭和通商は割り込みをかけており、店舗設置でさらに業務拡張が期待できた。

昭和通商は1944年10月12日に取締役 1 名を増員することを決議し、昭和通商調査部長の佐島敬愛を選任した。佐島は1904年生まれ、ウィスコンシン大学卒、三井物産退社後、満州航空株式会社を経て、岩畔豪雄（陸軍大尉、岩畔機関）の薦めで1939年の昭和通商設立時に入社した人物である⁶⁰⁾。佐島を中心として国外調査部門の強化を目指した。また1944年10月12日に取締役社長を置くことを決定し、堀三也が選任された。

南方業務の拡張で事業範囲が拡大し、また占領地インフレにより事業資金が急増せざるを得ないため、借入金の増大で1943年以降、その事業規模を拡張した。1944年 9 月15日に第 3 回株式払込を完了し、1944年 7 月20日に第 4 回払込徴収を決議し、それにより 9 月15日に払込みが行われ⁶¹⁾、資本金は全額払込の15百万円となったが、1944年10月期の総資産1,047百万円に対し1.4%に過ぎなかった。商品貯蔵品は1943年10月57百万円、1944年 4 月134百万円、1944年10月446百万円へと急増をたどり、これに対応して銀行からの多額の借入金に依存する経営となっていた（表 2）。昭和通商は占領地インフレが昂進する、先行きの読めない状況で業務を拡張し続けていたといえよう。それでも陸軍の強力な支援を受けているため、借入金が拒否されることはありえなかった。

2. 中国占領地業務

昭和通商の華北における借入れは、1939年頃設

置された華北資金調整委員会による融資割当の統制下に置かれており、その資金割当の中で一部知りうることができる。昭和通商は1944年 5 月に華北資金調整委員会より、融資査定を受けた上で正金から 1 件、14,500千円、朝銀から 1 件、10,500千円、合計25,000千円の借入金を認められた（償還期限1945年 3 月）。これ以前にも正金10百万円ほかの融資枠が認められていたが、それを上回る金額に拡張して融資された⁶²⁾。この資金で軍納資材調達及買付見返品調達に62百万円、所要資金19百万円、兵器弾薬及び関係資材調達に35百万円、所要資金12百万円、ヒマシ実及びヒマシ油調達に10百万円、所要資金3.6百万円、合計108百万円の取扱計画に対し、35百万円の資金調達を行った。そのうちの25百万円を正金北京支店・朝銀北京支店から借入れるものであった。納入により代金を得るため、資金は 3 回転ほどと見られていた。借入以外には納入先の北支那開発や軍からの前受金や本店からの借入で賄うものであった（表 4 一次頁参照）。ヒマシ油以外の華北の農産物については、ほかの商社の取扱品目となっており、華北における資金調達実績から見て昭和通商は手がけていない⁶³⁾。

昭和通商の正金・朝銀からの1944年 9 月期借入残高は25,000千円とみられる。この残高はほぼ同時期の1944年10月の借入金（手形借入金・当座借越・割引手形ほか）288,270千円の8.6%に達する比率を占めていた。また華北資金調整委員会が査定して許可した正金・朝銀ほかの大口融資割当において北支那開発・交易営団・三井物産・三菱商事等が並ぶ中で、昭和通商の華北借入金は上位20位という規模であった⁶⁴⁾。そのため僅か 2 件しかないにもかかわらず、規模の大きな貸付とみられよう。

そのほか華北においては、朝銀からは1944年 9 月55,677千円、1945年 3 月174,739千円を借入れている⁶⁵⁾。朝銀借入金は1945年 3 月期に急増した。

表 4 昭和通商北京支店資金調達

(単位：千円)

	所要 計画	資金 実績	取扱 計画	高 実績
軍納資材及買付見返用諸資材	19,691	10,803	62,350	32,411
桜式兵器弾薬及関係資材	12,504	4,122	35,004	8,045
ヒマシ実及ヒマシ油	3,600	983	10,800	2,953
合計	35,795	15,910	108,154	43,409
(内訳)				
本店より借入	1,683	1,683		
北支那開発より前受金	3,000	3,249		
軍より前受金	3,988	5,623		
軍納価格調整金	5,000	-		
正金当座貸越	14,500	4,500		
朝銀当座貸越	10,500	500		

出所：華北資金調整委員会「第143回華北資金調整委員会」1944年5月5日（外務省記録E0-0-0-5-1）。

昭和通商の1944年3月期朝銀借入金は皆無であり、上記の華北資金調整委員会の融資割当データ情報と平仄があう。そのほか日本敗戦時の正金借入金として、1945年10月16日で昭和通商は正金北京支店から2件、軍需鉱工業調達として合計105,961千円の借入金残高が確認できる⁶⁶⁾。

華北において昭和通商が兵器弾薬輸入にかかわったが、そのほか華北では1944年7月に日本軍需品商会在弾丸弾薬等製造設備資金と同運転資金として正金から合計799千円の融資承認を得ている。この取引以前に借入限度が設定されており、少なくとも前年度には資金調達している。日本軍需品商会は兵器工場を運営していたほか、華北で兵器輸入も行っていた⁶⁷⁾。昭和通商は中国占領地で兵器製造にかかわらなかったため、それを担当する事業者が設置されたようであるが、この日本軍需品商会と昭和通商の関係は不明である。

華中における事業としては、汪政権への兵器借款が注目される。日本占領下で汪精衛が1940年3月30日に「国民政府」樹立を宣言し、重慶に立てこもる蒋介石政権と分離すると、この汪政権に対し日本の政治借款が行われる。それが汪政権に対する3億円借款と総称されるものである。1941年6月27日閣議決定で総枠が決定された⁶⁸⁾。その後3

億円を総枠として、個別の兵器・農具・放送設備・儲備券印刷その他の目的で借款契約が交わされた⁶⁹⁾。そのうちの昭和通商が関わった兵器借款のみを紹介しよう。

汪政権の軍隊ほかの利用する軽火器を供給するため、1942年6月10日に第1次兵器被服等借款35百万円の契約が成立した（表5 一次頁参照）。この第1次兵器借款供与が実行される過程で、1943年6月29日に45百万円に増枠された。その結果、兵器借款の取引きが増大し、極度45,173千円の借款が供与された。そのうち昭和通商は4件、20,934千円を担当した。昭和通商の担当した最も多額となる9月10日の13,336千円口の借款は、陸軍の兵器在庫からの輸出と思われる。そのほか通信機材、練習機、その他の兵器等も担当した。昭和通商以外の兵器借款としては例えば海軍部に対し艦艇を直接供給された⁷⁰⁾。第1次兵器被服等借款では未使用5百万円が発生したが、さらに1944年3月30日契約の第2次兵器被服等借款70百万円が締結された。第2次では陸軍用兵器の取扱は昭和通商のみが担当し、合計6,601千円、そのうち通常兵器は6,501千円で残りは軍用電話機等の器材である（表6 13頁参照）。兵器は小銃・機関銃とその実砲が多く、汪政権陸軍の歩兵用装備が中

表5 第1次兵器借款

(単位：千円)

		兵器渡先	借款額	備考
実行日				
1942年	7月15日	海軍部	525	
	9月10日	江南造船所	922	
	同上	昭和通商	13,336	
	10月 9日	協同和機廠	150	
	12月 9日	11月末までの利子	119	
	12月31日	財政部經由海軍部	159	江南造船所艦艇建造費
1943年	1月13日	海軍部	24	廃兵器代金
	4月 7日	陸軍省被服本廠	5,987	東京
	4月13日	財政部經由海軍部	580	
	6月 1日	5月末までの利子	299	
	7月29日	汪政権被服廠	4,744	
	8月24日	汪政権被服廠	10,000	
	9月21日	昭和通商	139	電信機材料
	9月28日	昭和通商	578	練習機代金
	10月 9日	海軍部	174	測量艦艇建造費
	11月29日	海軍部	124	和平号装備費
	11月30日	昭和通商	6,861	兵器代金
	12月 1日	11月末までの利子	545	
合計			45,273	

注：借款総枠は当初3,500千円、1943年6月29日に4,500千円に増枠。

出所：大東亜省支那事務局理財課「第一次兵器借款」（旧大蔵省資料Z530-42）。

心であった⁷¹⁾。軽火器の供給は昭和通商の主要業務であり、汪政権への兵器借款の窓口商社としての独占的な業務を行った。

華中では軍票と法幣が日本占領下で並列して流通し、また物価騰貴が華北より激しく、流通業にとって利益を確保しやすい魅力的な地域である。すでに1939年8月27日に設置された軍配組合が軍票安定工作として、日本からの輸入物資を中心に軍票裏づけ物資を配給していた。この軍配組合は多数の商品別商社群を傘下に抱える体制を築いていたが、軍票回収とその価値維持のみならず華中占領地で軍用物資の調達も併せて行うようになり、昭和通商は軍配組合と穀物調達業務で競合することになる。ただし軍配組合の傘下の商社を動員した穀物収買とその輸出は副次的な業務ではあったと思われる。1942年秋では漢口地区の油脂原料調達では、軍需用について昭和通商が優先的配給枠の割当を受け、軍配組合は漢口周辺の収買業

務では昭和通商の後塵を拝していた⁷²⁾。兵器売却とアヘンを含む陸軍用物資調達が主要業務である昭和通商の方が、陸軍への強い密着を示すものといえよう。

占領地においては農村地帯の穀物収買のみならず、都市部の企業からの調達も行われた。その事例として上海における中国系会社からの強引な調達がある。上海における大手化学事業者の五州大薬房の所有する五州老廠は、日本占領下で日本水産・日産化学工業両社傘下の日本油脂株式会社による委任経営となっていた。五州老廠は日本油脂から合併への移行を要求され、それを受けなかったところ、1942年10月30日に昭和通商職員が軍隊とともにその工場に乘込み、1週間かけて在庫すべてを搬出し、機器ともに南京に持ち去ったという⁷³⁾。

そのほか1941年12月開戦に伴う占領により軍政を敷いた香港でも、昭和通商は台湾銀行から資金

表6 第2次兵器借款中昭和通商取扱兵器等

(金額単位：千円)

品目	数量	金額
(兵器)		
32年式軍刀乙	1,000	50
押収銃剣	10,000	50
押収小銃	10,000	500
「イ」式小銃	10,000	1,000
モーゼル小銃(剣共)	10,000	2,000
38式歩兵銃	5,000	300
38式機銃	200	30
14年式拳銃	90	5
89式軍擲弾筒	200	28
11年式軽機関銃	100	42
チョツコ軽機関銃	100	180
3年式機関銃	30	75
41式山砲砲車	4	68
38式銃実砲	100,000	23
3年式機関銃実砲	500,000	125
「ナ」式79軽機関銃・98式普通実砲	5,000,000	1,300
38式銃空砲	100,000	16
3年式機関銃空砲	150,000	24
「ナ」式79軽機関銃空砲	200,000	56
11年式曲射歩兵砲 11年式代用弾	4,000	104
11年式曲射歩兵砲空砲	1,500	25
38式野戦砲空砲	1,000	15
41式山砲空砲	1,000	15
小計		6,026
諸経費		482
合計		6,509
(器材)		
電話機・被覆線等		92
昭和通商担当合計		6,601

出所：陸軍省「昭和18年度対支借款供与兵器ニ関スル件通牒」1943年9月2日(旧大蔵省資料Z530-42)。

調達して取引を行っていた⁷⁴⁾。また広東でタングステンを調達し、それを南方占領地の対ドイツ貿易の一環として、輸出した。昭和通商が軍にタングステンを納入し、臨時軍事費特別会計が正金を通じて対ドイツ決済を行った。昭和通商の調達したタングステンは、南方占領地シンガポールから、南方各地のゴム・キニーネ等の重要物資とともに、高速船か潜水艦により対独輸出された。1943年1～6月で広東タングステン200トン、1,413千円の実績を見ている⁷⁵⁾。

昭和通商は中国におけるアヘン収買に従事していた。1943年度大東亜省決定アヘン配分とその取扱業者が紹介されている。それによると総計500万両(1両=36グラムとして180トン)のうち、南方陸軍占領地区に昭和通商取扱として90万両が割り当てられていた。それ以外には三井物産が海軍占領地、国内医療用厚生省向、香港占領地、関東州向合計90万両の取扱受命の見込であり、それ以外の仏印タイ10万両、満州国10万両と関内占領地285万両は確定していない⁷⁶⁾。この判明していな

いアヘン取扱いでも、陸軍系取引として昭和通商がかなりの部分を取扱っている可能性は高い。満州国と関内占領地でも陸軍の影響が強く、陸軍系軍命商社として割当を受けた可能性がある。また仏印・タイにおいても昭和通商が支店を開設しており、アヘン取引の事業基盤は既に確立していた。

3. 南方その他の業務

1941年12月開戦後、1942年には日本の南方軍政支配が開始されており⁷⁷⁾、日本の商業権益拡張の気運の中で、日本の事業者の参入が行われる。1943年12月20日株主総会で東京の京橋、マニラ、サイゴン、昭南、クアラルンプール、ラングーン、パダン、ジャカルタ、クチンに支店を設置することを可決した⁷⁸⁾。これにより従来の仏印・タイに加え、南方占領地の主要な地域に店舗が開設されることとなった。それに伴い占領地受命事業管理のための南方事業勘定が開設された。昭和通商は南方事業拡充の中で既存の商取引利権に割込みを図った。例えば、1942年3月に北部仏印におけるタングステン買付代行業者として、既存商社に加えて昭和通商が追加指定を受けるように、在ハノイ領事館から本省に取計らいを求めている⁷⁹⁾。これは昭和通商が陸軍の庇護の下に活動してきており、その威光をちらつかせながらハノイ既存の商社利権に割り込みを図っていたことを示すものである。ただしこの時点では昭和通商はハノイ支店を設置していないため、ハノイ派遣員による活動と思われる。その後、1943年6月にハノイ支店が設置され、仏印事業を拡張した。

昭和通商は南方占領地各地で物資の購入を行っていた。南方占領地の対日本貿易は臨時軍事費特別会計買取貿易で処理されていた。この対日貿易決済は、日本・南方占領地間の為替取引が極めて困難なため⁸⁰⁾、その決済処理に当たっては、自社内部勘定で取引を調整した。すなわち昭和通商の資産負債に南方事業勘定を計上した。この南方事

業勘定は本支店勘定の一部として処理されていたと見られる(表2)。

昭和通商の南方占領地における事業活動については、資金繰りからいくらか窺い知ることができる。昭和通商は南方開発金庫(1942年3月30日設置、1943年4月1日に発券開始、以下、南発)から地域別の南発券を調達していたと思われるが、その短期資金借入金は見当たらない⁸¹⁾。南発からの資金調達が確認できる事例として、1945年3月31日に南発ジャワ支金庫からダイヤモンド買付事業資金として2,500千ギルダーを借入れている。これは期間5年の長期借入金である⁸²⁾。昭和通商は開戦前に岩畔豪雄の指示を受けて、タイで工業用ダイヤの買付に従事していたため⁸³⁾、その後の買付資金をジャワで調達したものかもしれない。少量で金額の張る金塊・アヘンと同様にダイヤの取引には手馴れていたようである。

昭和通商南方業務の最大のものとして、タイにおける兵器工場の経営がある。1944年ではタイにおける直営工場の昭和製作所第1～第6工場を経営し、そこで兵器を製造していた。納入先は現地日本軍もしくはタイ陸軍と思われる。昭和通商のみならず複数の事業者がタイで兵器製造に関わっていた。その他の事業者として三井物産・伊藤幹三商店・旭鉄工所・野村東印度殖産・富士公司・又一名前がある。昭和通商が製造していた兵器の品目は不明であるが、工場の数から見て操業規模はかなりのものであったと思われる。その他の事業者のうち三井物産のみ迫撃砲及び砲弾と焼玉基幹部品を製造しているが、それ以外の事業者は迫撃砲弾体・手榴弾の製造が中心であったため⁸⁴⁾、昭和通商も類似の兵器製造に当たっていたのではないと思われる。タイにおけるこの兵器製造工場の経営は陸軍の受命事業として成り立っていた。この昭和通商のタイ工場投資額は3,400千バーツである⁸⁵⁾。なお1942年4月22日より1バーツ=1円となっている⁸⁶⁾。そのほか昭和通商のタ

イの受命事業として商業分野で790千パーツのみが見出せる。今のところ確認されている限りでは、昭和通商の南方受命事業はタイのみである⁸⁷⁾。

昭和通商は南方軍政地域で取得した物資を三井物産ほかとともにドイツ輸出を行っていたが、この取引はドイツ潜水艦・高速輸送船を使ったもので、輸出は「逆柳輸送」と呼ばれた⁸⁸⁾。その成功率は日本の制海権が狭まるほど低くなったと思われる。この取引に関わるベルリンの店舗の設置を見たようであるが⁸⁹⁾、1944年1月以降と思われる。

おわりに

1945年8月15日敗戦で、日本陸軍は解体し昭和通商の占領地事業は消滅する。回顧録で昭和通商は1945年8月20日に廃業したことになっている⁹⁰⁾。ただしその後の在外財産補償要求への関わりから、昭和通商の関係者の組織は存続したようである。昭和通商の敗戦後の在華北資産として、北京支店629,196千円・天津支店470,445千円・太原支店83,339千円の残存が確認できる。華北インフレの中で戦後処理の法律の基準による80分の1でデフレートすると、それぞれ7,864千円、5,880千円、1,041千円となる⁹¹⁾。戦後のインフレを加味した評価額としてこの程度の華北資産が残されていたことになる。昭和通商は華北のみならず他の中国占領地や、その他の占領地の店舗で流動資産を残しており、敗戦に伴いこれらすべての所有権を放棄して従業員は帰国した。そのため昭和通商は敗戦後の政府に補償を求める運動に参加する。昭和通商の在外資産は華北・華中ほかに所在すると見られていたが、昭和通商は企業在外財産補償要求団体の海外事業戦後対策中央協議会北支支部に参加し⁹²⁾、同協議会北支支部の会員企業名簿に名を連ねている。海外事業戦後対策中央協議会北支支部は北支那開発株式会社とその関係会社を中心とした組織である⁹³⁾。その後、同中央協議会北支部会会員名簿から昭和通商の名称が消滅しているが、

その経緯は明らかではない。陸軍御用商社としての活動の特殊性から排除されたかもしれない。

陸軍軍命商社昭和通商は、泰平組合の兵器輸出を拡大強化することで、対中国兵器ほか機器売却を目的に設置された。その事業は中国における各種物資取扱のほかアヘン取扱、1940年以降には東南アジアやラテン・アメリカほか各地への事業展開を行い、急速に事業を拡張させた。この急激な膨張は独占的兵器供給やアヘン取引枠を陸軍から保証された上で始めて成り立つものであった。中国関内の農産物集荷については、華北では参入せず、既存の商社との棲み分けがなされていたようである。昭和通商の事業展開を見る限りでは、まさに陸軍に密着した軍命商社といえよう。そのうえ同社調査部は陸軍の情報収集にも一役買っていた。

以上のように昭和通商の設立経緯と敗戦までの各地の営業について、新たな資料発掘で多面的な業務を紹介できた。しかし営業報告書のほかは、昭和通商に関わる行政側資料や周辺資料を集積し、また既存の回顧録を一部利用して、設立経緯と個別支店における資金調達、一部の取扱品目を紹介することができたに過ぎない。いずれ昭和通商の活動の詳細を知ることのできる営業資料や、国外店舗資料が発掘されれば、小稿を飛躍的に乗り越える日がありうる。

[注]

- (1) 例えば三井物産の活躍については、財団法人三井文庫編『三井事業史』本編第3巻下（鈴木邦夫執筆）、2001年、が詳しい。そのほか坂本雅子『財閥と帝国主義——三井物産と中国』ミネルヴァ書房、2003年、がある。大倉組については、大倉財閥研究会『大倉財閥の研究——大倉と大陸』近藤書店、1982年、がある。
- (2) 山本常雄『阿片と大砲——陸軍昭和通商の7年』PMC出版、1985年（以下『阿片と大砲』と

- 略記), がある。
- (3) 拙稿「軍事占領下中国への日本の資本輸出」(国家資本輸出研究会『日本の資本輸出——对中国借款の研究』多賀出版, 1986年)。
- (4) 野地清・大森とく子「第1次大戦期の日本の対中国借款」(前掲『日本の資本輸出——对中国借款の研究』所収) 71-73頁。ただし泰平組合を「辛亥革命期」に組織された(58頁)としているが, 設立時期については誤りである。
- (5) 泰平組合の設立と初期の兵器売却については, 芥川哲士「武器輸出の系譜——泰平組合の誕生まで」(『軍事史学』第21巻第2号, 1985年9月)が詳しい。
- (6) 例えば前掲『財閥と帝国主義——三井物産と中国』第7章, がある。
- (7) 前掲「武器輸出の系譜——泰平組合の誕生まで」で泰平組合設置前の兵器輸出の経緯と組合設置に関する陸軍大臣訓示が紹介されている。
- (8) 前掲「第1次大戦期の日本の対中国借款」参照。
- (9) 「委任状」1934年6月(東京経済大学図書館蔵『大倉財閥資料』(以下『大倉財閥資料』と略称) 25.3-41)。泰平組合はその存続期間を1926年6月21日に1年間, 1927年6月21日に1年間, 1928年6月26日に2年間, 1930年6月25日に1年間, 1931年6月19日に3年間それぞれ延長した。
- (10) 泰平組合員三井物産株式会社・合名会社大倉組「御願」1934年6月(『大倉財閥資料』25.3-41)。
- (11) 陸軍大臣「外国へ兵器売込ニ関スル件指令」1934年6月14日(『大倉財閥資料』25.3-41)。
- (12) 泰平組合「貸借対照表」1939年10月3日(『大倉財閥資料』25.3-41)。
- (13) 泰平組合「泰平組合残務整理報告書」(『大倉財閥資料』25.3-41)。
- (14) 陸軍省副官川原直一「貸渡兵器返還方免除ニ関スル件通牒」1939年9月1日(『大倉財閥資料』25.3-41)。
- (15) 「兵器払下契約書」陸軍造兵廠会計部長前川敬悦・泰平組合理事永原正雄, 1939年9月18日(『大倉財閥資料』25.3-41)。
- (16) 前掲「泰平組合残務整理報告書」。
- (17) この経緯についてはさしあたり拙稿「軍配組合の機構と機能」(中村政則・高村直助・小林英夫編『戦時華中の物資動員と軍票』多賀出版, 1994年) 49-58頁, 参照。
- (18) 軍配組合の設置から廃止までの業務については, 前掲『戦時日本の物資動員と軍票』第2章, 第3章を参照。
- (19) 「昭和通商株式会社定款」(日本貿易振興機構アジア経済研究所蔵『岸孝一資料』B9-682)。
- (20) 前掲『阿片と大砲』51頁。なおこの典拠では速水篤治郎は泰平組合となっている。
- (21) 法人持株のみとなった敗戦時点では, 三井物産105千株, 大倉組105千株, 三菱商事90千株となっている。ただし持株会社整理委員会の処理時点で大倉組は内外通商株式会社に商号変更している(持株会社整理委員会『日本財閥とその解体』(2), 1951年, 184-85頁, 210-11頁)。
- (22) 前掲『阿片と大砲』48頁, 商工省人事については産業政策史研究所『商工省・通商産業省の機構及び幹部職員——大正14~昭和55年』1981年, 参照。
- (23) 全国経済調査機関联合会『彙報』別冊, 第62号, 1933年。
- (24) 前掲『阿片と大砲』48頁。
- (25) 前掲「昭和通商株式会社定款」。
- (26) 昭和通商株式会社『第3期報告書』1940年4月期では, そのほか南京, バンコック, リマ, ローマに支店が置かれている。これらの支店は1940年2月15日定款改正で追加されたものである。
- (27) 前掲「泰平組合残務整理報告書」。
- (28) 日本貿易振興機構アジア経済研究所蔵『岸幸

- 一資料』B9-679。
- (29)「覚書」1939年7月28日（日本貿易振興機構アジア経済研究所蔵『岸幸一資料』B9-680）。
- (30) 昭和通商株式会社『第6期報告書』1941年10月期。
- (31) 前掲『阿片と大砲』42頁，日本近代史研究会『旧日本陸海軍の制度・組織・人事』東京大学出版会，1971年，18頁。
- (32) 前掲「泰平組合残務整理報告書」。
- (33) 昭和通商株式会社『第3期報告書』1940年4月期。
- (34) 同『第5期報告書』1941年4月期。
- (35) 前掲『第6期報告書』。
- (36) 大連商工会議所『満州銀行会社年鑑』1936年版，137頁。
- (37) 合名会社大倉組支那部「蒙疆政府引合兵器ノ件」1938年7月7日（『大倉財閥資料』16-20）。
- (38)「蒙疆兵器の羊毛売却による決済について」（仮題）合名会社大倉組作成と思われる，1938年7月8日（『大倉財閥資料』16-20）。
- (39) 合名会社大倉組支那部「蒙疆政府納（大蒙公司取扱）兵器貴地積替ノ件」大連支店宛，1938年9月22日（『大倉財閥資料』16-20），合名会社大倉組支那部「張家口行兵器大連向積替ノ件」1939年4月18日（『大倉財閥資料』16-20）。
- (40) 合名会社大倉組支那部「狼退治用銃ノ件」張家口大蒙公司重役席宛，1939年10月2日（『大倉財閥資料』16-20）。
- (41) 合名会社大倉組支那部「14年式拳銃用実包ノ件」奉天造兵所営業部宛，1939年10月4日（『大倉財閥資料』16-20）。
- (42) 株式会社奉天造兵所「14年式拳銃実包ノ件」大倉組支那部宛，1939年10月9日（『大倉財閥資料』16-20）。
- (43) 大倉組支那部「同上用弾丸ノ件」1939年10月9日（『大倉財閥資料』16-20）。
- (44) 合名会社大倉組「後口引合兵器ト陸軍省引合兵器ノ件」大蒙公司宛，1939年6月22日（『大倉財閥資料』16-20）。北支那方面軍が「部外団体保有兵器整備要領」で部外団体の兵器調達については昭和通商を通ずるものと規定し，華北における昭和通商の軽火器供給の独占を認めたという（前掲『阿片と大砲』157-58頁）。
- (45) 合名会社大倉組「蒙疆政府引合モーゼル小銃千挺ノ件」大蒙公司宛，1939年8月24日（『大倉財閥資料』16-20）。
- (46) 大蒙公司発支那部宛電報，1939年8月25日着（『大倉財閥資料』16-20）。
- (47) 前掲『阿片と大砲』153頁。
- (48) 同前154頁。
- (49) 日本外交協会「北米資金凍結令ト対南米取引ニ関スル若干問題」台湾銀行員述，1941年8月（外務省記録E2-3-1-10）。
- (50) 前掲『阿片と大砲』155頁。
- (51) 在チリ公使館発本省「昭和通商へ連絡方ノ件」1942年6月18日（外務省記録E2-2-1-3）。
- (52) 在バタヴィア総領事館発本省公電，1940年9月23日（外務省記録E4-3-1-4）。
- (53) 昭和通商株式会社『第7期報告書』1942年4月期。
- (54) 同『第8期報告書』1942年10月期。
- (55) 同前。
- (56) 昭和通商株式会社『第10期報告書』1943年10月期。
- (57) 三井物産株式会社取締役会「日本樹脂統制株式会社役員就任ノ件」1943年7月13日（三井文庫蔵，物産2074）。
- (58) 昭和通商株式会社『第9期報告書』1943年4月期。
- (59) 前掲『第10期報告書』。
- (60) 前掲『阿片と大砲』37-41頁。
- (61) 昭和通商株式会社『第12期報告書』1944年10月期。
- (62) 華北資金調整委員会「第143回華北資金調整委

- 員会」1944年5月5日（外務省記録E0-0-0-5-1）。
- (63) 拙稿「アジア太平洋戦争期華北占領地における日系銀行の資金割当」（『大東文化大学紀要（社会科学）』第36号，1998年3月）で農産品等の品目別商社割当がなされているが，多数の商社群の中で昭和通商の名前は見当たらない。
- (64) 拙著『占領地通貨金融政策の展開』日本経済評論社，1995年，365頁。
- (65) 朝鮮銀行「第72期諸計算書」1944年下期（旧日本債券信用銀行蔵）。前掲『占領地通貨金融政策の展開』378頁で紹介している。
- (66) 中国人民銀行金融研究所『日本横浜正金銀行在華活動資料』金融出版社，1992年，948-50頁。前掲『占領地通貨金融政策の展開』376頁で紹介している。
- (67) 華北資金調整委員会「第151回華北資金調整委員会議案」1944年7月21日（外務省記録E0-0-0-5-1）。
- (68) 「対国民政府借款供与要綱」1941年6月27日閣議決定（旧大蔵省資料Z530-40）。
- (69) 汪政権3億円借款の概要については，前掲「軍事占領下中国における日本の資本輸出」147-49頁。
- (70) 大東亜省支那事務局理財課「第1次兵器借款」1944年1月7日（旧大蔵省資料Z530-42）。
- (71) 陸軍省「昭和18年度対支借款供与兵器ニ関スル件通牒」1943年9月2日（旧大蔵省資料Z530-42）。
- (72) 前掲「軍配組合の機構と機能」71頁。
- (73) 上海市档案馆『日本帝国主義侵略上海罪行史料彙編』下，上海人民出版社，1997年，187-94頁。
- (74) 台湾銀行史編纂委員会『台湾銀行史』1964年，945頁。
- (75) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第5巻上，東洋経済新報社，1983年，376-78頁。臨時軍事費特別会計買取貿易については拙著『戦時日本の特別会計』日本経済評論社，2002年，第2章参照。
- (76) 前掲『財閥と帝国主義——三井物産と中国』403頁。
- (77) 南方軍政経済については，岩武照彦『南方軍政下の経済施策——マレー・ジャワ・スマトラの記録』上，汲古書院，1980年，前掲『「南方共栄圏」——戦時日本の東南アジア経済支配』参照。
- (78) 昭和通商株式会社『第11期報告書』1944年4月期。
- (79) 在ハノイ領事館発本省「「タングステン」買付代行者追加ニ関スル件」1942年3月30日（外務省記録E2-2-1-3）。
- (80) 前掲『占領地通貨金融政策の展開』第15章。
- (81) 南発の設立とその資金供給については，同上第15章参照。
- (82) 南方開発金庫「企業担当者ニ対スル資金融通ノ件」1945年5月21日（外務省記録E170）。
- (83) 前掲『阿片と大砲』193頁。
- (84) 「「シャム」国ニ於ケル邦人関係事業一覧表」南方開発金庫調査課1944年作成と推定（外務省記録E264）。三井物産の南方主要事業を一覧表で紹介する前掲『三井事業史』本編第3巻下，758頁ではタイの兵器工場が見当たらないため，同社の報告未着事業とみられる。この一覧表とは別に三井船舶株式会社が受命し，三井物産と共同で設立した匿名組合三井造船所（1944年8月設立）の経営した三井第1造船所と同第2造船所，同海軍造船所を抱えていた（同770-71頁）。又一株式会社は開戦前からバンコック支店を有しており（帝国興信所『帝国銀行会社要録』1940年版，大阪239頁），その延長で兵器事業に参入した。株式会社旭鉄工所は1917年2月設立（帝国興信所『帝国銀行会社要録』1942年版，東京10頁）。野村東印度殖産株式会社は南

ボルネオのパンジャルマシンに本店を置く1929年12月設立の野村系の蘭印法人で、南方占領地で多数の受命事業に参入した。同社とは別に受命事業の受け皿として日本法人野村東印度殖産株式会社が1944年頃に設置されている。伊藤幹三商店と富士会社の設立等については不詳だが、タイで活動した事業者である。

- (85) 前掲「『シャム』国ニ於ケル邦人関係事業一覧表」。そのほか又一が9,830千バーツ（うち工業7,500千バーツ）、野村東印度殖産が2,061千バーツ（うち工業1,071千バーツ）、伊藤幹三商店が993千バーツ（うち工業943千バーツ）、富士会社が830千バーツ（うち工業520千バーツ）の投資額が確認できるが、旭鉄工所は見当たらない（前掲『「南方共栄圏」——戦時日本の東南アジア経済支配』794-96頁。）。
- (86) 前掲『占領地通貨金融政策の展開』518頁。
- (87) 前掲『「南方共栄圏」——戦時日本の東南アジア経済支配』795頁。同書の受命事業一覧では昭和通商の事業はタイのみとなっている。

(88) 前掲『阿片と大砲』86頁，99-101頁。

(89) 伯林大使館発外務本省「昭和通商会社伯林支店ヨリ東京昭和通商本店宛22番」1942年6月9日（外務省記録E2-2-1-3）。

(90) 前掲『阿片と大砲』256頁。

(91) 「北支財産関係」（『鼈甲谷清松旧蔵資料』）。このデータの紹介は拙稿「華北占領地における日系企業の活動と敗戦時資産」（『大東文化大学紀要（社会科学）』第37号，1999年3月）参照。太原支店は1944年1月以降の設置と思われる。

(92) 華友会「華友会会員名簿」1946年3月（外務省記録E'0-0-0-7）。

(93) 華友会「華友会会員名簿」1946年6月（外務省記録E'0-0-0-7）。海外事業戦後対策中央協議会については、拙稿「在外会社の処理とその分析」（『大東文化大学紀要（社会科学）』1997年3月），宣在源「引揚企業団体の活動——戦前期海外進出企業の国内経済復帰過程」（原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会，2000年）参照。

中国共産党史学会と研究交流協定結ぶ

中国研究所は4月1日、中国中共党史学会と学術・研究交流協定を結びました。この協定は①双方の定期刊行物「中共党史研究」「中共党史資料」「百年潮」（党史学会）、「中国研究月報」「中国年鑑」（中国研究所）を交換する②研究者を相互に受け入れ、受け入れ側は派遣された研究者の便宜を図るため、関係者、学術機関、資料保存機関や宿泊施設を紹介するなどを主な内容としています。

党史学会は建国前からの党史を研究している中共中央党史研究室の外郭団体です。党機関の党史研究室は研究者50人を含む200人の室員で構成されており、建国前—建国、建国—党第11期3中全会、改革開放スタート—現在の三分野の研究、分析に当たってきました。最近、新たに政党政治研究センターを設けて他国の共産党や政党の研究も始めました。

同学会は党史研究室と密接な関係にある民間団体ですが、交流協定締結をきっかけに毎年1-3人の研究者を派遣、日本の各政党の事情や中国研究の現状などを調査したい考えです。

一方、中国研究所の所員、研究会員は北京で同学会の研究者との交流、同会所有の図書、資料などの閲覧ができるほか、中国社会科学院、中共中央文献研究室などの研究機関、研究者にも紹介してもらうこともできます。

中国での研究希望者は、略歴、調査内容、調査先などを記入した申請書を3カ月前に中国研究所へ提出、その後、中研から党史学会に送付されます。学会に隣接して宿舍（北京大学に数分）もあり、希望する者は申し込むことができます。

交流に関するお問い合わせは中研事務局まで。